

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次長」の右に「及び技術長」を加え、同条第2項の表中、

「

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長
	企画課	調査係長 経営計画係長 広告販売促進係長 事業企画係長
	職員課	労務係長 人事係長 福利厚生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長

」

を

「

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長
	企画課	調査係長 計画係長 事業企画係長 広 告係長 営業企画係長
	職員課	労務給与係長 人事係長 福利厚生係長

」

	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長

」

に改める。

第7条第1項中「次長」の右に「及び技術長」を加える。

第8条総務課の項第11号を削り、同項第12号を第11号とし、同項13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 包括外部監査及び行政監査に関すること。

第8条総務課の項第14号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条企画課の項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 駅ナカビジネスに関すること

第8条財務課の項第27号を第28号とし、第15号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 定期監査（事務）に関すること。

第9条営業課の項第14号を削り、第15号を第14号とする。

第10条営業課の項第10号中「京都高速鉄道株式会社」を「旧京都高速鉄道株式会社」に改め、同条同項第22号を第23号とし、第21号の次に次の1項を加える。

(22) 定期監査（工事）に関すること。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)